

新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活
援助従事者研修）の臨時的な取扱いについての留意事項（令和4年度版）

石川県厚生政策課

今回、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和2年5月20日厚第302号 最終校正：令和4年3月 日）に基づき、学習の全課程を通信方式により受講される皆様におかれましては、介護員養成研修修了後、研修事業者が実施する補講を受講してください。

ただし、研修事業者が実施する補講を受講することができない場合は、県で指定する以下の研修の受講をもって補講に代えることが可能です。受講後、別紙様式により県厚生政策課までご報告ください。

- (1) ゼロからはじめる介護職入門セミナー（介護に関する入門的研修）
〔対象コース〕 基礎講座及び入門講座（4日間）
※4日間受講いただく必要がございます。
〔開催日程〕 未定（決定後、石川県 HP 等で公表予定）
- (2) 福祉のしごと講習
〔対象コース〕 介護技術基礎、コミュニケーションの基本、
介護技術応用、レクリエーション技術から2コース
※介護職員としての実務経験が40時間以上の場合は1日で可
〔開催日程〕 未定（決定後、石川県社会福祉協議会 HP 等で公表予定）

その他、本取扱いに関するご質問等は石川県厚生政策課（TEL:076-225-1419／
E-mail:kousei@pref.ishikawa.lg.jp）までお問い合わせください。